

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公開番号】特開2019-47972(P2019-47972A)

【公開日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2017-174350(P2017-174350)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月30日(2020.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技板の開口部の周縁部に対して取り付けられるセンター役物を具備し、前記センター役物は、

遊技媒体が流通可能な流通領域と流通不能な非流通領域とに区画する周壁部と、前記周壁部から前記非流通領域側へと延出する延設部と、を有して構成され、

前記延設部が前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で前記周壁部から前記非流通領域側へと延出され、該延設部と前記遊技板の前面とが当接して前記遊技板に取り付けられており、

前記センター役物は、前記周壁部から前記流通領域側へと延出されて前記遊技板の前面と当接するフランジ部を該周壁部の一部に有し、前記延設部の一部と前記フランジ部の一部とによって前記周壁部が挟まれる箇所が設けられており、

前記延設部は遊技者が視認可能に設けられ、

前記延設部は透明部材により構成され、該延設部を介して前記流通領域と前記非流通領域とに跨る装飾を視認可能であり、

前記センター役物は、前記周壁部および前記フランジ部も透明な部材により構成され、前記流通領域と前記非流通領域とに跨る前記装飾を前記周壁部、前記フランジ部および前記延設部を介して視認可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機等の遊技機では、遊技領域内において遊技媒体が流通可能な流通領域と流通不能な非流通領域とに区画する枠状のセンター役物を有しており、非流通領域となるセンター役物の枠内を通して、後方に設けられている演出装置による演出画像や可動体等を視認できるようにしたものが提案されている（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【特許文献1】特開2017-074434号公報

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような遊技機におけるセンター役物では、その強度とセンター役物後方の装飾の視認性との両立ができない場合、遊技興趣の低下を招くおそれがある。

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技興趣の低下を抑制可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために本発明の遊技機は、

遊技板の開口部の周縁部に対して取り付けられるセンター役物を具備し、

前記センター役物は、

遊技媒体が流通可能な流通領域と流通不能な非流通領域とに区画する周壁部と、

前記周壁部から前記非流通領域側へと延出する延設部と、を有して構成され、

前記延設部が前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で前記周壁部から前記非流通領域側へと延出され、該延設部と前記遊技板の前面とが当接して前記遊技板に取り付けられており、

前記センター役物は、前記周壁部から前記流通領域側へと延出されて前記遊技板の前面と当接するフランジ部を該周壁部の一部に有し、前記延設部の一部と前記フランジ部の一部とによって前記周壁部が挟まれる箇所が設けられており、

前記延設部は遊技者が視認可能に設けられ、

前記延設部は透明部材により構成され、該延設部を介して前記流通領域と前記非流通領域とに跨る装飾を視認可能であり、

前記センター役物は、前記周壁部および前記フランジ部も透明な部材により構成され、前記流通領域と前記非流通領域とに跨る前記装飾を前記周壁部、前記フランジ部および前記延設部を介して視認可能である

ことを特徴とする。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

また、その他の手段として下記手段を採用してもよい。

手段1：遊技機において、

「遊技ホールの島設備に取付けられ、前方へ開放された箱枠状のベース本体と、

該ベース本体の内部に設けられており、所定の遊技が行われる遊技領域と、

該遊技領域を前方から視認可能に閉鎖する遊技窓を有しており、前記ベース本体に対して開閉可能に設けられている扉枠と、を備えた遊技機であって、

前記扉枠は前記遊技機の自立を補助するように構成されている」

ものであることを特徴とする。

ここで、所定の「遊技」としては、「遊技者が有利となる有利遊技状態を発生させるための特別抽選が行われる所定の受入口（例えば、始動口、可変始動口、等）を狙って遊技媒体を打込み、所定の受入口への遊技媒体の受入れにより有利遊技状態が発生する特別抽選結果が抽選されると、遊技媒体の受入れにより所定数の遊技媒体を払出す特定の受入口（例えば、可変入賞口、大入賞口、役物入賞口、等）が開放されるため、特定の受入口を狙って遊技媒体を打込む遊技」、「遊技媒体の払出しを含む特典が付与される受入口（例えば、一般入賞口、始動口、大入賞口、役物入賞口、V入賞口、等）を狙って遊技媒体を打込む遊技」、「遊技媒体を投入した上で、夫々に複数の図柄が備えられた複数の図柄列（例えば、回胴体）を変動表示（例えば、回転）させた後に、遊技媒体の払出しを含む特典が付与される図柄の組合せとなるように夫々の図柄列の変動表示を停止させる遊技」、等が挙げられる。上記の「遊技媒体」としては、「球形状のもの（遊技球）」、「円盤状のもの（メダル）」、等が挙げられる。

**【手続補正9】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0077**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0077】**

このように、本発明によれば、遊技の興趣の低下を抑制することが可能な遊技機を提供することができる。